

障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

新規
・
充実

医療的ケアが必要な障害者への支援の充実
住まい支援の充実
重度障害者の就労を支援
意思疎通支援の充実

609,962千円（医療的ケアが必要な障害者への支援の充実）
42,781千円（住まい支援の充実）
25,225千円（重度障害者の就労を支援）
3,259千円（意思疎通支援の充実）

「どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で暮らし続けたい」

障害者やその家族の想いを実現するため、住まい・日中活動・就労・意思疎通の支援など、
障害者のライフステージに応じた支援を充実します。

1 医療的ケアが必要な障害者への支援の充実

- 医療的ケアが必要な方が増加しており、住まいや通いの場、ショートステイなどが不足しています。
- どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケアが必要な障害者への支援を充実します。

2 住まい支援の充実

- 障害者の重度化・高齢化、家族の高齢化が課題となっています。障害者の住まい支援とあわせ、家族の急病時など緊急時の支援の充実が求められています。



3 重度障害者の就労を支援

- 視覚障害や肢体不自由のある方から、「働くためには通勤時や業務中の介助が必要」との声が寄せられています。障害が重度であっても就労が継続できるように、就労時の支援を充実します。

4 意思疎通支援の充実

- 令和4年6月に「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を制定し、23区初の障害者ICT相談窓口の開設など意思疎通支援の充実に取り組んでいます。
- 誰もが暮らしやすい地域社会を目指し、障害者一人ひとりの特性に応じた意思疎通支援を更に充実します。

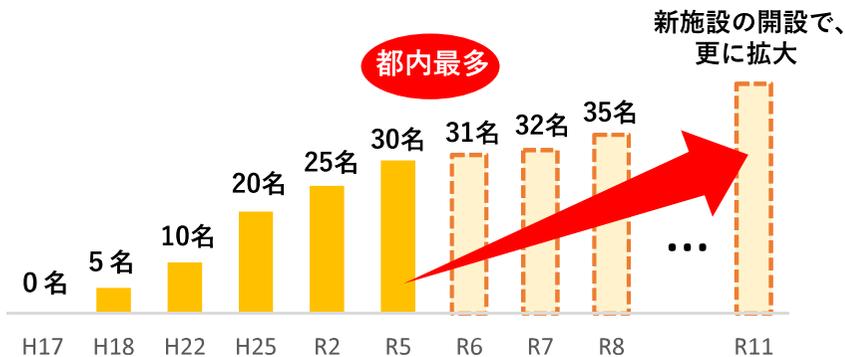
1 医療的ケアが必要な障害者への支援の充実

(1) 多機能型施設の誘致【新規】

新たに取得した約3,100㎡の区有地（三原台二丁目）を活用し、医療的ケアが必要な障害者や重度障害者を対象とする多機能型施設を誘致します。重症心身障害者の通いの場やショートステイなどの機能を付加し、11年度中の開設を目指します。

(2) 重症心身障害者の通所定員の拡大

区内障害者通所施設の重症心身障害者の定員を拡大します。5年1月に開設したLeaves練馬高野台において、6年度から毎年1名ずつ（計3名）拡大するほか、大規模改修工事を行う心身障害者福祉センターでは、8年度から2名拡大します。



【障害者通所施設における重症心身障害者の通所定員の推移】

(3) 身近な地域における医療的ケアに関する相談支援の充実

こども発達支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療や福祉、地域生活に関わる相談に対応しています。6年度は、民間事業所で活動しているコーディネーターを活用し、身近な地域における相談支援体制を充実します。

(4) 災害時に備えた人工呼吸器利用者への蓄電池等の給付【新規】

災害時など電気の確保が困難なときでも人工呼吸器等の医療機器の利用を継続できるよう、日常生活用具の給付対象品目に蓄電池等を追加します。

2 住まい支援の充実

(1) 重度障害者グループホームの整備

旧石神井町福祉園用地に、重度障害者グループホームを整備します。ショートステイや相談機能等のほか、地域住民の交流拠点としての機能を備えた施設として、7年度中の開設を目指します。



▲グループホームの完成予想図

(2) ひとり暮らし障害者等への見守り支援の充実

在宅生活を支える見守り事業を一体的に提供する「在宅生活あんしん事業」を実施します。電話での見守りを開始するほか、緊急通報システムに熱中症対策の機能を導入します。

3 重度障害者等の就労を支援【新規】

重度の肢体不自由の方や視覚障害のある方が就労継続できるよう、ヘルパーを派遣し通勤や勤務時間中の支援を行う「重度障害者等就労支援事業」を開始します。



通勤の支援

身辺介助

4 意思疎通支援の充実

(1) ICTを活用した意思疎通支援の充実

障害者の意思疎通を助けるツールの相談・体験、操作方法のサポートを行う「障害者ICT相談窓口」において、頬で触れるだけで操作ができるスイッチなど、体験・貸出ができる機器を充実します。

(2) 手話言語を紹介する動画の作成【新規】

当事者団体等との協働により、手話言語を紹介する動画の作成やイベントの開催など手話言語の普及に取り組みます。